

失効 D

(病気・怪我等「やむを得ない理由」により運転免許を失効し、失効後6か月以内に申請する場合)

※ 病名によっては、公安委員会提出用の診断書が必要です。

受付時間・場所

- 福島運転免許センター
月曜日～金曜日（祝日を除いた平日のみ）午後１時～午後１時３０分
※ 申請書の記載等を行いますので午後１時３０分までに来庁してください。
- 郡山運転免許センター
月曜日～金曜日（祝日を除いた平日のみ）午後１時～午後１時３０分
※ 申請書の記載等を行いますので午後１時３０分までに来庁してください。
- ７０歳以上で高齢者講習を受講した方は、住所地の警察署及び分庁舎（福島・福島北・郡山・郡山北署を除く）でも手続き可能
月曜日～金曜日（祝日を除いた平日のみ）
午前９時００分から午後０時、午後１時から午後４時まで

申請に必要な書類等

- 失効した運転免許証
運転免許証を紛失している場合は、身分が確認できる書類（健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等）※マイナ免許証を所持又は希望される方はマイナンバーカード
- 福島県内住所で本籍の記載された発行後 6 か月以内の住民票（市町村長の証明印のあるもの。複数綴りの場合は、綴り全部）。
※ 広域交付住民票は、本籍地の記載がないので受付できません。
- 外国籍の方で、中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書
- やむを得ない理由を証明する書類（診断書等）
※ 診断書は運転免許証の更新期間に更新できなかった具体的な理由が必要です。
（例：白内障であれば初診日、視力が回復した日等）
- 写真 1 枚（無帽・無背景、正面、上三分身、縦3×横2.4cm～免許証用サイズ）
- 高齢者講習終了証明書等（70歳以上の方）
- 視力や聴力に不安のある方は、眼鏡又はコンタクトレンズ、補聴器

手数料

- | | | | |
|---------------|----|---------|---------------------------|
| ○ 申請手数料 | | | |
| ・ 申請 1 種目ごと ～ | 1, | 9 5 0 円 | |
| ○ 交付手数料 | ～ | | |
| 運転免許証 | 2, | 3 5 0 円 | } 1 種目追加毎に 2 0 0 円追加されます。 |
| マイナ免許証 | 1, | 5 5 0 円 | |
| 両方を所持 | 2, | 4 5 0 円 | |
| ○ 講習手数料 | | | |
| ・ 優良運転者講習 ～ | | 5 0 0 円 | |
| ・ 一般運転者講習 ～ | | 8 0 0 円 | |
| ・ 初回・違反者講習 ～ | 1, | 4 0 0 円 | |

更新時の講習区分		失効手続きの際の講習区分	免許証有効年
優良講習	→	優良講習	5 年
一般講習	→	一般講習	
違反講習	→	違反講習	3 年
初回講習	→	初回講習	

注意事項

- 中型（８トン限定）、準中型（５トン限定）免許申請の際の適性試験は、普通免許と同じ視力です。
- 適性試験合格後に、講習の受講が必要となります。